

ミモザ横濱紫陽花苑 ご利用料金

前払金と月々の利用料金

		月額利用料（一人あたり）				
プラン		前払金 (非課税)	家賃相当額 ^{※2} (非課税)	管理費 ^{※3}	食費 ^{※4} (30日喫食の場合)	月額利用料合計
個室	Aプラン	0円	168,000円	30,750円 (内,消費税750円)	55,500円 (内,消費税4,500円)	254,250円 (内消費税5,250円)
	Bプラン ^{※1}	360万円	118,000円	30,750円 (内,消費税750円)	55,500円 (内,消費税4,500円)	204,250円 (内消費税5,250円)

※1 Bプランについては80歳以上の方のみ対象のプランとなります。

※2 家賃相当額には共用設備を含みます。

※3 管理費は次の非課税対象と課税対象の合計金額となります。(居室内の電気使用量は別途実費負担となります)

管理費①	22,500円 (非課税)	共用設備費、エレベーター維持費、環境植栽整備費などの共有部分の維持管理費等
管理費②	8,250円 (内,消費税750円)	事務管理部門の人員費・事務費、入居者に対する日常生活支援サービス提供のための人員費・事務費等

※4 食費には食材費と調理管理費を含みます。1食当たりの食費は以下の通りとなります。

	朝食	昼食（おやつ代含む）	夕食
喫食時	378円 (内,消費税28円)	702円 (内,消費税52円)	770円 (内,消費税70円)
欠食申出時 ^{※5}	162円 (内,消費税12円)	270円 (内,消費税20円)	324円 (内,消費税24円)

※5 提供2日前の正午12時までにキャンセルのお申し出があった場合。お申し出が無い場合には、喫食時料金の適用となります。

※その他

- 介護用品(紙おむつ等)、居室内の電気使用料、電話代等は、別途実費をご負担いただきます。
- 公的介護保険サービスの自己負担割合に応じた利用料(非課税)が必要となります。

前払金の償却と解約時返還制度

- 前払金は入居日の翌日より6年（72ヵ月）で償却いたします。（日割り計算）
- 償却期間内に、ご入居者の転居・死亡・その他の事由により当施設を退去される場合は、以下の計算式により残額を返金いたします。

Aプラン返還金	前払金0円のため、返還金はありません。
Bプラン返還金	$(前払金) \div (入居日の翌日から償却期間満了日までの実日数) \times (契約終了日から償却期間満了日までの実日数)$

※ 償却期間満了日以降の場合、返還金はありませんが、追加のご負担もありません。

令和6年6月1日改定

介護保険の基本報酬(2024年4月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.72円

②基本料金(1日当たり)

	単位数	自己負担(1割)	自己負担(2割)	自己負担(3割)	備考
要介護1	542	581円	1,162円	1,743円	
要介護2	609	653円	1,306円	1,959円	
要介護3	679	728円	1,456円	2,184円	
要介護4	744	798円	1,595円	2,393円	
要介護5	813	872円	1,743円	2,615円	

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年4月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)

①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

介護保険の加算報酬(2024年6月1日以降)

①地域単価

地域	横浜市(2級地)
地域単価	10.72円

②各種加算

加算の名称	単位数	自己負担			備考	
		(1割)	(2割)	(3割)		
夜間看護体制加算(I)	18	20円	39円	58円		
協力医療機関連携加算(I)	100	108円	215円	322円	1月単位	
退院・退所時連携加算	30	33円	65円	97円	30日以内	
退居時情報提供加算	250	268円	536円	804円	1回限り	
看取り介護加算(II)	死亡日以前 31日以上45日以下	572	614円	1,227円	1,840円	
	死亡日以前 4日以上30日以下	644	691円	1,381円	2,071円	
	死亡日の前日 及び前々日	1180	1,265円	2,530円	3,795円	
	死亡日	1780	1,909円	3,817円	5,725円	
介護職員等処遇改善加算(II)	1か月に利用したサービスの総単位数に対して加算(12.2%)					

※ 上記料金は、厚生労働省の報酬告示(2024年6月施行)に基づき定められた料金です。改正になった場合には当該改正に従い変更させていただきます。

※ 料金の計算過程における端数処理により、実際の請求額が上記金額と若干異なる場合があります。

【自己負担額算出方法】

地域単価×単位数=①円(利用料金(10割)。1円未満切捨て。)

①×保険給付(9割、8割又は7割)=②円(1円未満切捨て。)

①-②=③円(③が各々の負担割合に応じた自己負担額)

(以下余白)

算定している各種加算の説明(2024年6月1日以降)

加算の名称	加算の説明
夜間看護体制加算(I)	常勤の看護師を1名以上配置し、看護に係る責任者を定め、夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1名以上であって、かつ、必要に応じて健康上の管理等を行う体制を確保している場合
協力医療機関連携加算(I)	次のいずれも満たす場合に算定する加算です。 ○利用者の症状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を確保している協力医療機関を定めている ○事業者から診察の求めがあった場合において診察を行う体制を、常時確保している協力医療機関を定めている ○協力医療機関との間で、利用者の同意を得て、当該利用者の病歴等の情報を共有する会議を概ね月1回以上開催している ○看護職員は、利用者ごとの健康の状態について随時記録している
退院・退所時連携加算	病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院から入居した場合に、入居した日から起算して30日以内の期間において加算。30日を超える病院若しくは診療所への入院又は介護老人保健施設若しくは介護医療院への入所後に再び入居した場合も同様。
退居時情報提供加算	利用者が退居し、医療機関に入院する場合において、当該医療機関に対して、当該利用者の同意を得て、当該利用者の心身の状況、生活歴等の情報を提供した上で、当該利用者の紹介を行った場合
看取り介護加算(II)	夜間看護体制の算定、及び看取り介護加算(II)を算定する期間において夜勤又は宿直を行う看護職員の数が1以上である状況で、医師が回復の見込みないと診断、利用者の同意を得た場合
介護職員等処遇改善加算(II)	職場環境の改善、賃金体系等の整備、研修の実施、資格や勤務年数等に応じた昇給の仕組みの整備、職場環境のさらなる改善及び見える化等を通じて介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等のための加算